

2026年3月16日

インターネットバンキングご契約者様

諏訪信用金庫

インターネットバンキング利用規定の改定について

諏訪信用金庫では、下記のとおりインターネットバンキング利用規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する利用規定

- ・ 個人向けインターネットバンキングサービスワンタイムパスワード利用追加規定
- ・ 法人向けインターネットバンキングサービス利用規定
- ・ 法人向けインターネットバンキングサービスワンタイムパスワードサービス利用追加規定

2. 改定日

2026年4月1日（水）

3. 主な改定内容

インターネットバンキングの安全性向上を目的として、以下の内容を変更いたします。

① 個人向けインターネットバンキングサービス

- ・ ワンタイムパスワード生成機（ハードウェアトークン）の発行手数料を変更いたします。
- ・ ワンタイムパスワードをご利用でない場合の振込限度額を設定いたします。

② 法人向けインターネットバンキングサービス

- ・ ワンタイムパスワード生成機（ハードウェアトークン）の発行手数料を変更いたします。
- ・ スマートフォンを利用したソフトウェアトークン（アプリ版）の提供を開始いたします。
- ・ 1日あたりの振込利用限度額を設定いたします。

改定内容の詳細につきましては、次ページ以降の新旧対照表をご確認くださいませようお願い申し上げます。

以 上

個人 IB ワンタイムパスワード利用追加規定 新旧対照表 新旧対照表（令和 8 年 4 月 1 日改定）

改 定 前	改 定 後
<p>第 4 条 本サービスの利用</p> <p>2. 前項にかかわらず、契約者 ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。</p> <p>第 6 条 トークンの紛失および盗難</p> <p>2. 前項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、お客様にアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。</p> <p>第 9 条 本サービスの解約等</p> <p>3. 前項にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。</p> <p>4. 第 1 項から第 3 項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。</p>	<p>第 4 条 本サービスの利用</p> <p>2. <u>前記 1.</u>にかかわらず、契約者 ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は<u>前記 1.</u>の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。</p> <p>第 6 条 トークンの紛失および盗難</p> <p>2. <u>前記 1.</u>の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、お客様にアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。</p> <p>第 9 条 本サービスの解約等</p> <p>3. <u>前記 2.</u>にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。</p> <p>4. <u>お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。</u></p> <p>5. <u>前記 1.</u>から<u>4.</u>の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。</p>

法人向け IB 利用規定 新旧対照表 (令和 8 年 4 月 1 日改定)

改 定 前	改 定 後
<p>第 5 条 資金移動取引</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>(1) 当金庫は、振込・振替について 1 件あたりの上限金額は特別設けず、無制限とします。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。</p> <p>(2) ご契約先は振込・振替について、上限金額を設定することができるものとします。</p> <p>第 7 条 データ伝送サービス</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>(1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送 1 回あたりの上限金額を設けず無制限とします。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更できるものとします。</p>	<p>第 5 条 資金移動取引</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>(1) 当金庫は、振込・振替について、1 件あたりの上限金額、1 日 (基準は「午前零時」) あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。</p> <p>(2) ご契約先は振込・振替について、前号に基づき定められた 1 件あたりの上限金額および 1 日 (基準は「午前零時」) あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。</p> <p>第 7 条 データ伝送サービス</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>(1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送 1 回あたりの上限金額を設けます。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更できるものとします。</p>

法人 IB ワンタイムパスワード利用追加規定 新旧対照表（令和 8 年 4 月 1 日改定）

改 定 前	改 定 後
<p>第 3 条 利用申込および利用開始</p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためにはハードウェアトークンとよばれるワンタイムパスワードを生成・表示する機能を保有する装置（以下「トークン」といいます）が必要となります。</p> <p>2. 利用申込および利用開始 ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。 ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。 ご契約先は法人向けインターネットバンキングサービスの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込みことができます。 トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、金庫所定の登録画面に入力されたシリアル番号およびワンタイムパスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。</p> <p>3. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。</p>	<p>第 3 条 利用申込および利用開始</p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 <u>本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の 2 つの方式があります。いずれかを選択するものとし、併用はできないものとしします。</u></p> <p><u>(1) ソフトウェアトークン</u> <u>当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</u></p> <p><u>(2) ハードウェアトークン</u> <u>当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式をいい、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。</u></p> <p>2. 利用申込および利用開始</p> <p><u>(1) ソフトウェアトークン</u> <u>お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者 ID (利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、「資金移動用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および「資金移動用パスワード」が、当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。</u></p> <p><u>(2) ハードウェアトークン</u> <u>お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。</u> <u>お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者 ID (利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」、「資金移動用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、前記の登録画面において入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および「資金移動用パスワード」が、当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。</u></p>
<p>第 5 条 トークンの利用期限</p> <p>1. トークンのワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。トークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、トークン再発行の申込みを行ってください。 利用できなくなったトークンは当金庫所定の手続きにより当金庫に返却、またはご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。</p> <p>2. 新しいトークンが交付された場合には、ご契約先は、第 3 条の利用開始手続を行うものとしします。</p>	<p>第 5 条 トークンの利用期限</p> <p><u>1. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。</u></p> <p><u>2. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとしします。</u> <u>この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第 3 条の利用開始登録を行うものとしします。</u></p> <p><u>3. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。トークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、トークン再発行の申込みを行ってください。</u> <u>利用できなくなったトークンは当金庫所定の手続きにより当金庫に返却、またはご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。</u></p> <p><u>4. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新しいハードウェアトークンで第 3 条の利用開始登録を行うものとしします。</u></p>

第6条 トークンの紛失および盗難

- ~~前項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に郵送します。~~
- 前項によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続を行うものとします。

第9条 本サービスの解約等

- 前項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。
- ~~第1項から第3項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。~~

第6条 トークンの紛失および盗難

- 前記1. の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、お客様にアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。
- 前記2. によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続を行うものとします。

第9条 本サービスの解約等

- 前記2. にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。
- ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
- 前記1. から4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。